

認定医（内科・外科）更新条件 詳細

認定内科医、認定外科医の資格は、8年ごとの更新制です。更新に際しては、下記の条件を満たしていることが必要です。更新料はJAHA会員11,000円（税込）、非会員22,000円（税込）です。

- 原則として、認定医試験を再度受験し、合格すること。
 - * 更新年度の試験を受験すること
(2023年10月1日認定の場合、2031年8月の試験)
 - * 更新のために再受験する場合、改めて受験資格（セミナー出席、論文発表等）を満たす必要はない。
 - * 受験料：新規受験者と同じ
 - * 不合格の場合は資格喪失となるが、次年度以降再受験する場合について、改めて受験資格を満たす必要はない。
- 更新までの8年間に、以下の事項のうちから合計80ポイント以上を取得している場合は、試験免除。

更新ポイント基準（2021年3月29日改定）

*更新対象セミナーとポイント数は認定医認定委員会において指定する。

（セミナー3時間=1単位=更新2ポイント が基準）

ポイント取得の対象となる事項		ポイント数	備考
1. 認定医継続教育指定セミナーの受講 （【内科指定】・【外科指定】）		4ポイント/2単位 (6h)	・更新までの8年間で、 内科認定医は【内科指定】セミナー、 外科認定医は【外科指定】セミナー によるポイント取得が、合計24ポイント (12単位=36時間)以上であること ・セミナーごとの単位数は別紙参照
2. 認定医継続教育対象セミナーの受講 (総合臨床医指定、ワークショップ等)		4ポイント/2単位 (6h)	・セミナーごとの単位数は別紙参照
3. DVD・動画配信サービスによる 代替受講		通常受講の場合の ポイント数と同等	更新までの8年間で 40ポイントを上限として認められる *2022年3月末 - 2025年3月末の更新者 については、上限なしで代替可
4. 学会発表・論文発表	学会発表	3ポイント/1回	
	論文発表	5ポイント/1回	
5. 試験問題作成への 協力	問題作成	5ポイント/5問	年間10ポイントまで認められる
	問題翻訳	5ポイント/10問	年間10ポイントまで認められる

合計 **80** ポイント

- ・8年間の合計で80ポイントを取得していれば可（ポイント単位が0の年があってもかまわない）
- ・超過ポイントの次回更新への繰越は不可。

ポイント対象の各項目について

1. 認定医継続教育**指定**セミナーの受講

- ・ 認定期間内に開催される指定セミナーを対象とする。
(2022年10月認定の場合、2022年10月1日～2030年3月末日までの間に開催される指定セミナー)
- ・ 内科認定医は、【内科指定】セミナー、外科認定医は【外科指定】セミナーが対象。
- ・ 更新までの8年間で、合計24ポイント(12単位)(=受講時間換算で、約36時間)以上の取得が必要
- ・ 対象となるセミナーは、認定医認定委員会において指定する。

2. 認定医継続教育**対象**セミナーの受講

- ・ 認定期間内に開催される、上記以外のセミナー(総合臨床医指定セミナー、ワークショップ等)を対象とする。
- ・ 対象となるセミナーは、認定医認定委員会において指定する。

3. DVD・動画配信サービスによる代替受講

- ・ DVD購入、または「動物病院会員A」に配布されるDVD、JAHA動画配信サービスによる代替受講は、更新までの8年間で、40ポイントまで認められる。
*2022年3月末 - 2024年3月末の更新者については、上限なしで代替可

4. 学会発表、論文発表等の実績

- ・ 認定期間内に発表された学会発表、論文発表を対象とする
(2022年10月認定の場合、2022年10月1日～2030年3月末日までの間に発表されたものが対象)
 - ・ 対象となる学会発表、論文発表の基準：受験資格の場合と同一

学会発表

国内、国外の学会での研究発表(シンポジウム、講演などではなく)。抄録が発行される代表的な研究会や学会であれば、その規模などは問わない。

- ・ 発表者であること。
- ・ 発表内容は、内科外科を問わず、獣医学をはじめ医学、歯科学、衛生学、栄養学等、科学分野であればよい。
- ・ ポイント申請時に抄録の表紙および相当部分のコピーを添付すること。

論文発表

国内、国外のレフリー制度を持つ学会誌、商業誌等に発表した、オリジナリティーのある原著論文、あるいは短報論文、症例報告等。(総説、著述、翻訳、解説記事は不可。)

- ・ 筆頭著者でなくてもよい
- ・ 論文内容は、内科外科を問わず、獣医学をはじめ医学、歯科学、衛生学、栄養学その他科学分野のものであればよい。
- ・ ポイント申請時に相当部分のコピー、または別刷を添付すること。

5. 認定医試験 問題作成への協力

- ・ 問題作成・問題翻訳は、認定医認定委員会から、認定医に依頼を行なう。
- ・ 問題作成、問題翻訳は、年間各10ポイントまで、ポイントとして換算される。